

## アスベスト問題に係るこれまでの対応について

### I 相談体制の整備

- 1 県民等からの相談窓口の充実（健康相談，環境相談，建築相談等）
  - (1) 窓口対応マニュアル（Q & A）の作成
  - (2) 各相談窓口の充実 ツーストップの徹底
- 2 県民等への広報・情報提供の充実
  - (1) アスベストに関する相談窓口，Q & A のホームページ掲載
  - (2) テレビスポットで相談窓口紹介

### II 健康対策

- 1 健康相談（再掲）

アスベスト被害に関する健康相談，医療機関の紹介
- 2 健康相談を通じた健康被害の情報収集
- 3 石綿に対する安全対策実施の周知等
  - (1) 災害現場活動，消防用設備検査時の安全対策及び石綿による健康被害情報の周知
  - (2) 歯科技工所等におけるアスベスト（石綿）を含有する製品の取扱について周知
  - (3) 社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）を含有する製品の取扱について周知
  - (4) 消防職団員への健康被害情報の周知
- 4 事業所への安全衛生啓発活動  
「ひろしま労働」7月号に掲載

### III 環境対策

- 1 アスベスト関連事業所の監視・指導  
大気汚染防止法に基づくアスベスト製品製造・加工工場への立入検査を実施
- 2 建築物解体時の飛散防止対策の徹底
  - (1) 建設リサイクル法に基づく建築物解体の届出情報を関係機関に提供
  - (2) 大気汚染防止法に基づく建築物解体工事の立入検査

### IV 建築対策

- 1 県有施設のアスベスト使用実態の把握  
県有施設については，過去に使用状況を調査し，必要に応じて改修等の対応を行ってきたが，今回，改めて実態調査を行なう。  
対象：昭和 31 年から平成 8 年度末までに竣工した建築物の吹き付けアスベスト等  
8 月 23 日現在の調査状況は別紙のとおり。
- 2 市町施設・民間施設のアスベスト使用実態の把握（調査中）
  - (1) 地方公共団体所有建築物（総務省→環境局）
  - (2) 床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の民間建築物（国土交通省→都市局）
  - (3) 病院，社会福祉施設等（厚生労働省→福祉保健部等）
  - (4) 学校施設等（文部科学省→教育委員会等）
  - (5) 畜産公共事業により整備された施設，公設卸売市場等（農林水産省→農林水産部）

### 3 建築物解体時の対策強化

- (1) 解体業者等に制度の周知徹底文書を発出
- (2) 建築物解体工事への労働基準監督署との合同立入検査  
飛散性アスベストを含む建築物解体作業については、「大気汚染防止法」により、事前の届出に基づき、現場に県職員が立ち入り、周辺との隔離、集じん機の設置などの作業基準の遵守状況を確認し、適正処理を徹底させている。
- (3) 建設リサイクル法に基づく建築物解体の届出情報を関係機関に提供（再掲）

## V 廃棄物対策

### 1 処理制度の運用強化

- 産業廃棄物処理において、特別管理廃棄物処理基準及び技術指針を遵守するよう、関係業者に対し、指導を強化している。特に飛散性アスベスト廃棄物について、次の事項を重点的に指導している。

排出時：二重梱包又はセメント固化

収集運搬時：他の物との混合禁止，シート掛け，積替え保管禁止等

埋立処分時：管理型埋立又は溶融固化

### 2 監視の強化

排出事業者，収集運搬業者，処分業者等に対する立入検査を強化

## VI その他

### 1 国への要望

全国知事会においてアスベストによる健康被害に関する緊急要望（17.7.14）

### 2 市町との連携

- (1) アスベストに関する環境・保健関係連絡会議の開催（7/20）  
県厚生環境局・保健所及び広島市，呉市，福山市の保健所・環境関係課の幹部職員を集めて，対応策の周知及び情報の共有化を図った。
- (2) 市町営繕主管課長会議の開催（7/28）  
石綿則の制定等，解体撤去工事等におけるアスベストの取扱いについて助言した。
- (3) アスベスト問題に係る情報の把握及び共有について，市町に依頼文書発出（8/5）
- (4) 環境行政市町担当課長会議の開催（8/5）  
アスベスト問題を議題として掲げ，国の動向や県の対応状況を説明，意見交換を行なった。

### 3 広島労働局との連携

- (1) アスベスト問題に係る情報交換会を開催（7/13）
- (2) 合同立入検査についての担当者会議を開催（8/3）

(別紙)

## 県有施設のアスベスト使用実態調査の状況について

H17.8.23現在

区 分	対策工事等が必要なもの( ) (アスベストの飛散のおそれがあるもの)		分析調査【二次診断】が必要なもの (アスベストの含有が不明なもの)
	施設数	主な施設	施設数
総務企画部	1	本庁舎 (北館地下:電気室・4～6F機械室)	86
政策企画局 (研究開発)	2	食品工業技術C (本館自家発電室・ボイラー室・機械室・恒温恒湿実験室) 農業技術C 果樹研究所 (本館階段)	6
環境生活部			7
環境局	1	県立もみのき森林公園 (地下機械室・倉庫)	11
福祉保健部	1	県立広島学園 (管理棟(電気室煙突))	6
商工労働部	1	福山高等技術専門学校 (倉庫)	6
農林水産部	2	栽培漁業C(ポンプ室・管理棟天井) 緑化C(ボイラー室・下水処理場機械棟)	2
土木建築部 (住宅除く)			19
土木建築部 (住宅)			54
企業局	3	宮原浄水場 本郷取水場(管理棟・ポンプ棟) 三原加圧ポンプ所	16
警察本部			82
教育委員会	6	一次診断の結果、アスベスト含有の可能性のあるもので特に劣化の状況が著しい施設～ 分析調査後に対策工事を実施 ・三原高校(校舎階段天井) ・廿日市高校 (本館階段奥小部屋天井) ・府中高校(校舎図書室梁等) ・安西高校(本館階段天井) ・呉商業高校 (屋内運動場ギャラリー壁等) ・埋蔵文化財センター (管理棟階段天井)	167
病院	1	瀬戸田病院 (浄化槽機械室)	6
合計	18		468

同一施設内で吹き付け箇所が複数ある場合があるため、「対策工事等が必要なもの」「分析調査【二次診断】が必要なもの」の両方に計上されている施設がある。